

令和 8 年度

(2026年度)

SAPPORO

札幌市地域防犯カメラ設置補助事業 補助金申請の手引き

<本事業に関するお問い合わせ先>

札幌市 市民文化局 地域振興部 区政課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所 本庁舎13階

TEL：011-211-2252、FAX：011-218-5156、E-Mail：kusei@city.sapporo.jp

<令和8年度（2026年度）の申請受付期間>

令和8年（2026年）5月1日（金）から、
令和8年（2026年）9月30日（水）まで

※ 今年度の本補助金への申請に際しては、事前エントリー不要です。

※ 受付は先着順です。申請多数のときは、補助金の予算額に達した時点で締切りとさせていただきます。

<令和8年度（2026年度）の補助決定後の実績報告締切>

令和9年（2027年）1月29日（金）まで

※ 締切日までに、防犯カメラ設置実績に関する関係書類の提出が必要です。

お知らせ

- ① これまで本補助事業の財源としていた寄付金は、令和7年度をもってほぼ消費したところですが、令和8年度は、国の「物価高騰対応重点支援地方創成臨時交付金」を活用できることとなりましたので、引き続き地域主体の防犯活動を支援するため、この交付金を活用し、本事業を継続します。
- ② 令和8年度については、申請の流れやスケジュールを令和7年度から変更しています。本事業の活用を検討されている団体におかれましては、必ず手引きをご一読いただき、期限に余裕をもった手続きをお願いいたします。
- ③ 令和9年度の本補助事業の詳細につきましては、令和9年4月にお知らせする予定です。

※ 令和7年度まで、「札幌市安全で安心な公共空間整備促進事業」という事業名称でしたが、令和8年度から「札幌市地域防犯カメラ設置補助事業」に名称を改めています。



さっぽろ市
01-D01-26-743
R8-1-56

はじめに

札幌市では、犯罪のない安全で安心なまちづくり（以下「安全で安心なまちづくり」といいます。）について、基本理念やその推進に関する事項などを定めた「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する条例（以下「条例」といいます。）」を平成21年に制定し、安全に安心して暮らせるまちの実現に向け、市民、事業者の皆さんと連携・協力してさまざまな取組を行っています。

このような中、町内会等では防犯パトロールや子どもの見守りなどの取組が行われ、札幌市はこうした取組に対する必要な情報や活動資材の提供などの支援を進めていますが、町内会等では、資金、情報、担い手が不足しているなどといった課題を抱えている場合があります。

また、現在、店舗をはじめ市内各所に多数の防犯カメラが設置されていることに加え、市民アンケートでは多くの市民の方が防犯カメラの必要性を認めていることから、安全で安心なまちづくりにおける効果的な取組の一つとして防犯カメラを設置することが、犯罪の未然防止や解決に役立つとの考えが定着していることが確認されております。

そこで、札幌市では、地域の特性や実情に応じて、多様かつ効果的に安全で安心なまちづくりが推進されるための支援策として、地域の公共空間を撮影するために町内会等が設置する防犯カメラへの補助事業を平成30年度から実施しております。また、令和3年度からは地域による防犯カメラの設置をより一層促進するため、補助限度額を増額するなどの見直しを行いました。

本手引きでは、この事業を活用して地域に防犯カメラを設置する際の手続きの進め方についてまとめたほか、防犯カメラの設置にあたって個人のプライバシーへの配慮が適切に図られるための必要な措置についても掲載しています。

安全で安心なまちづくりの推進に当たっての個人のプライバシーへの配慮については、条例の基本理念においても規定されていますが、安全で安心なまちづくりにおける取組のうち、特に防犯カメラの設置・管理・運用を行う際には欠かすことのできない留意すべき事項となります。

この補助事業を活用する際には、補助金交付申請などの手続きを円滑に進めていただくとともに、防犯カメラの適正な設置・管理・運用が行われるよう、本手引きを必ずご確認くださいますようお願いいたします。

目 次

I	補助制度の概要	P. 1
II	補助の要件	P. 3
III	防犯カメラ設置の流れ	P. 4
（	手順 1 補助金交付申請に向けた準備	P. 5
	手順 2 補助金交付申請	P. 15
	手順 3 補助金交付決定後に行うこと	P. 17
	手順 4 事業実績報告	P. 21
	手順 5 設置後の維持管理・運用	P. 23
IV	防犯カメラの撤去・再取付け	P. 24
V	よくあるご質問	P. 25
VI	お問い合わせ先	P. 28
VII	参考	P. 32

お悩み別索引

補助の対象になる団体・カメラ・費用について知りたい ⇒ P. 1 (I 補助制度の概要)

補助を受けるための条件が知りたい ⇒ P. 3 (II 補助の要件)

申請から設置まで、
いつまでに何をすれば良いか知りたい ⇒ P. 4 (III 防犯カメラ設置の流れ)

地域住民のプライバシー配慮について知りたい ⇒ P. 12 (III 防犯カメラ設置の流れ)

設置後の防犯カメラの維持管理について知りたい ⇒ P. 23 (III 防犯カメラ設置の流れ)

防犯カメラの撤去を要請された場合について知りたい ⇒ P. 24 (IV 撤去・再取付け)

防犯カメラの参考機種・参考設置業者が知りたい ⇒ P. 35 (VII 参考)

I 補助制度の概要

1 補助対象となる団体

単位町内会、自治会、連合町内会（以下「町内会」といいます。）

※ 申請団体または構成員が、「札幌市暴力団の排除の推進に関する条例」（平成25年条例第6号）第2条第1号に定める「暴力団」又は同条例第2条第1号に定める「暴力団員」又は暴力団に密接に係る者に該当する場合は、交付要件の適否に関わらず補助対象外です。

2 補助対象となる経費

補助の対象となる経費は、次のとおりです。

(1) 防犯カメラの機器購入及び設置工事にかかる経費

防犯カメラ本体代、録画装置等の周辺機器代、独立柱（公道上に独立柱は設置できません。）の設置費用などを指します。

(2) 防犯カメラの設置を示す表示物にかかる経費

※ 注意事項 ※

- 新たに設置する防犯カメラが補助対象です。更新の場合は、補助対象外です。
- レンタル、リースは対象外です。
- 各種許可申請手続費用、機器の保守点検、電気料金等の維持管理費用、モニター、電柱等へ共架した際の共架料は補助対象外です。

3 補助対象となる防犯カメラ

以下の(1)～(4)の要件をすべて満たすカメラを対象とします。

(1) 地域における犯罪の抑止を目的としていること

主に日常におけるごみの排出や排除雪などに関するマナー違反を取り締まる目的のカメラや、施設管理用のカメラは補助対象外です。

(2) 道路等の公共空間を概ね2分の1以上撮影していること

(3) 特定の場所に固定し、継続的に設置すること

本補助事業により設置した防犯カメラは、原則として、設置してから5年間は運用を継続してください。

(4) 人等の動きを撮影・記録すること

録画機能のないダミーカメラは補助対象外です。

4 補助対象となる防犯カメラの上限台数

● 単位町内会・自治会の場合

1 団体につき、**8台**が上限となります。

● 連合町内会の場合

「**所属する単位町内会、自治会の数**」×**8台**が上限となります。

※ 注意事項 ※

- 「8台」は、本補助事業（「札幌市安全で安心な公共空間整備促進事業」又は「札幌市地域防犯カメラ設置補助事業」を指します。以下も同様とします。）により、平成30年5月1日から現在までの、累計補助台数を指します。
- 連合町内会が申請する場合でも、防犯カメラを設置する「単位町内会、自治会」1区域あたりの補助上限は8台です。
- 「単位町内会、自治会」と「連合町内会」で重複して申請する場合には、「単位町内会、自治会」1団体につき8台を超える台数を申請することはできません。
- 設置後の維持管理費用は町内会等の負担となりますので、申請する台数は、維持管理費用（P.23参照）を考慮の上検討してください。

5 補助限度額

1台あたりの補助額は18万円を限度とし、この範囲内で補助対象となる経費の全額を補助します。それを超える費用については町内会負担となります。

6 設置・管理・運用

防犯カメラは、人通りが少なく地域で不安や危険を感じる場所など、犯罪の発生を抑止するという目的の達成に効果的な場所に設置していただくとともに、防犯カメラが設置されている旨の表示をしてください。

また、個人のプライバシー保護のために、私的な空間が防犯カメラの画像に映り込まないようにするなどの配慮が必要であるほか、管理・運用については、「札幌市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に沿った管理運用基準を定めて、適切に防犯カメラを運用してください。

7 補助金交付申請期間

令和8年（2026年）5月1日（金）から同年9月30日（水）まで（※先着順）

※ 予算執行状況により、期間の途中で受付を終了する場合があります。

8 補助事業の実施期間

補助金交付決定後から**令和9年（2027年）1月29日（金）まで**

※ この期間内に防犯カメラを設置し、事業実績報告書等を提出いただく必要があります。期間内に必要書類の提出ができない場合、補助金の交付決定が取消しとなります。

Ⅱ 補助の要件

本補助事業により補助を受けるには、以下の項目すべてに該当する必要があります。

1 公共の場所を利用する不特定多数の者を撮影する防犯カメラであること

地域における犯罪の発生を抑止するために設置されるカメラであることが必要です。公共の場所とは、公設道路や公園などを想定しており、特定の個人や建物などを監視するものであってはいけません。

2 町内会の合意がなされていること

防犯カメラの設置にあたっては、町内会の他の事業と同様に、町内会の規約等に基づく手続きによって意思決定がなされることが必要です。

3 防犯カメラの管理運用基準を定めること

設置される防犯カメラを適正に管理運用するため、「札幌市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に沿った管理運用基準を作成してください。

4 設置場所の所有者から許可を得ていること

カメラを設置する場所の建物や土地の所有者の許可を得て設置してください。

5 防犯カメラが設置・作動していることがわかる表示を行うこと

防犯カメラで撮影していることがわかるように、ステッカーや看板などにより「防犯カメラ作動中 ○○町内会」等の表示をしてください。

6 プライバシーの保護に十分配慮されていること

撮影する画像の中に住宅の玄関や窓等が含まれ、そこから個人を識別することができたり、生活の様子が映り込んだりする場合には、撮影する角度を変えるか、防犯カメラのマスキング機能（P.11参照）により私的空間が映らないようにするなど、プライバシーの保護に十分配慮されていることが必要です。

7 令和9年1月29日（金）までに事業実績報告を終えること

令和9年1月29日（金）までに防犯カメラの設置を終え、事業実績報告書等を提出する必要があります。当該期限までに事業実績報告書等を提出できなかった場合、補助金の交付決定が取消しとなりますのでご注意ください。

8 設置後、5年間は防犯カメラを管理し運用していくこと

補助金の交付を受けて設置した防犯カメラを無断で移設し、又は撤去することは認められません。原則として、防犯カメラを設置してから5年間は撤去不可としています。

なお、移設等が必要になった場合は変更等承認申請書を提出し、承認を得る必要があります。

Ⅲ 防犯カメラ設置の流れ

手順1 補助金交付申請に向けた準備

- 1 町内会としての意思決定 ⇒ P. 5
- 2 防犯カメラ取付け箇所の決定 ⇒ P. 7
- 3 設置費用・維持管理費用の計画づくり ⇒ P. 10
- 4 防犯カメラにより撮影が予定されている画像の撮影 ⇒ P. 11
- 5 管理運用基準の作成 ⇒ P. 13



手順2 補助金交付申請

- 1 補助金交付申請書類の準備 ⇒ P. 15
- 2 交付申請書類の提出 ⇒ P. 16
- 3 申請内容の審査・結果通知 ⇒ P. 16

ここまでの手続きを、令和8年9月30日（水）までに実施

※受付は先着順です。申請多数のときは補助金の予算額に達した時点で締切りとさせていただきます。



手順3 補助金交付決定後に行うこと

- 1 防犯カメラ取付けに関わる手続き ⇒ P. 17
 - 2 防犯カメラに映り込む住宅の住人などからの同意 ⇒ P. 18
 - 3 防犯カメラの購入・取付け ⇒ P. 19
 - 4 防犯カメラ設置後の地域への周知 ⇒ P. 20
- ※ 立替が困難などの理由がある場合は、補助金交付決定の時点で概算で補助金を交付することもできます。（P. 22参照）



手順4 事業実績報告

- 1 事業実績報告書類の準備 ⇒ P. 21
- 2 事業実績報告書類の提出 ⇒ P. 22
- 3 補助金額確定通知の受領 ⇒ P. 22
- 4 補助金の受領 ⇒ P. 22

ここまでの手続きを、令和9年1月29日（金）までに実施



手順5 設置後の維持管理・運用

- 1 防犯カメラの維持管理 ⇒ P. 23
- 2 継続使用 ⇒ P. 23

手順1 補助金交付申請に向けた準備

1 町内会としての意思決定

防犯カメラは、犯罪の未然防止に効果があると言われる一方で、個人のプライバシーを侵害するおそれもあることから、地域への設置にあたっては町内会の規約等に基づく手続きによって意思決定がなされることが必要です。

(1) 担当者間での話し合い

町内会として意思決定する前に、まずは役員会や防犯部、班長会議等の担当者間で、以下の①～④について検討してください。

① 防犯カメラの必要性

地域での犯罪の発生状況、防犯パトロールや子どもの見守り活動など既存の取組との関係から、防犯カメラの必要性について十分に検討してください。

② 防犯カメラの設置場所

「犯罪の発生を抑止する」という目的を達成できる場所に防犯カメラを設置できるよう、人通りが少ない場所、見通しが悪い場所など、防犯カメラを設置する候補地を検討してください。

※ 最終的には、警察や、カメラの取付箇所の土地等を所有する者との協議で設置場所を決定するため、候補地は複数用意することが望ましいです。

③ 防犯カメラの設置台数

②で検討した場所や、維持管理費用（P.23参照）等の運用コストなどから、継続的に運用可能な台数を検討してください。

④ 町内会として意思決定するための手法の確認

町内会の規約等を確認し、町内会としてどのような手続き（総会にて過半数の賛成を得る等）が必要か確認し、会議開催に向けた準備等を進めてください。

定めがない場合や、規定上、総会等の全町内会員を対象とする会議によらず意思決定可能な場合でも、設置後の報告のみとならないよう、回覧や掲示等により、該当区域にお住まいの方に対し、設置を進める方針としたことについて周知する手法を検討してください。

(2) 規約等に基づく町内会的意思決定

「(1) 担当者間での話し合い」にて確認した手法により、以下の①～③について、総会の議決などの町内会の規約等に基づく意思決定を行ってください。

① 防犯カメラを設置すること

＜意思決定の際に、併せてご説明ください＞

- 設置にあたっては、個人のプライバシーに十分配慮（後述）し設置すること。
- 設置後は、画像の管理・外部提供などに関する一定のルールを定めること。

② 防犯カメラの設置場所・設置台数

＜意思決定の際に、併せてご説明ください＞

- 意思決定する設置場所は、この時点では「候補地」であること。
- 最終的な防犯カメラの取付箇所は、警察や、取付箇所の土地等の所有者との協議を経て決定すること。

※ どの程度まで詳しい内容（「小学校付近と公園付近に1台ずつ」、「見通しの悪い〇条〇丁目付近に1台」など）とするかは、各町内会の実情によります。

③【任意】担当者（役員会等）への決定権委任

町内会としての意思決定後は、本補助事業への申請過程で、取付箇所の確定や、防犯カメラの管理・運用に関するルールの策定などの手続きを進める必要があります。

これらの手続きの決定権を、あらかじめ役員会等へ委任する旨、承諾を得ることで、その後の防犯カメラ設置完了までの手続きを円滑に進めるための一助となります。

（各町内会の実情に応じて、決定権委任の議決を得るかご検討ください。）

(3) 町内会的意思決定後

町内会の規約等に基づき意思決定した後は、以下の①、②を行ってください。

① 議事録の作成

「(2) 規約等に基づく町内会的意思決定」の実施日や説明したこと、議決手法、議決事項等について議事録を作成してください。様式は不問ですが、様式がない等の場合は「任意様式3『議事録等』」をご活用ください。

ここで作成した「議事録」と、最新の「規則（会則）」は、補助金交付申請の際に写しを市民文化局地域振興部区政課にご提出いただきます。

※ 連合町内会が補助金交付申請をする場合は、設置場所を所管する単位町内会と協議したことも記録し、単位町内会の代表者等から署名を受けてください。

② 町内への周知

「(2) 規約等に基づく町内会的意思決定」にて決定した事項は、回覧・掲示等の方法で、町内にもれなく周知してください。

2 防犯カメラ取付け箇所の決定

防犯カメラの取付け箇所の決定にあたり、警察署や取付け箇所の土地・建物の所有者と協議を行ってください。

(1) 所管警察署との協議

防犯カメラを実際にどの箇所（〇〇宅の外壁、〇条〇丁目の電柱など）に設置するか事業者等と調整する前に、所轄の警察署（生活安全課）と、撮影範囲・撮影方向について協議してください。

- **見取図**（防犯カメラの設置予定場所を明記した図面。様式不問ですが、様式がない場合は「任意様式1『見取図』」をご活用ください。）と「**（第2号様式）防犯カメラ設置場所に関する協議結果について**」を作成・持参し、協議を行ってください。
- 協議後、「（第2号様式）防犯カメラ設置場所に関する協議結果について」に警察署の確認印をもらってください。
- 見取図と「（第2号様式）防犯カメラ設置場所に関する協議結果について」（警察署確認印が押印済みのもの）は、補助金交付申請時にご提出いただきます。

※ 所轄の警察署のご連絡先は、P.28を参照。

(2) 防犯カメラ取付け箇所の選定・協議

防犯カメラの設置場所が決まったら、具体的な取付け箇所を決定してください。

道路を撮影する場合 ⇒ 下記のとおり

公園内に設置する場合 ⇒ P. 9

道路を撮影する場合

原則は、民有地内への設置をお願いします。

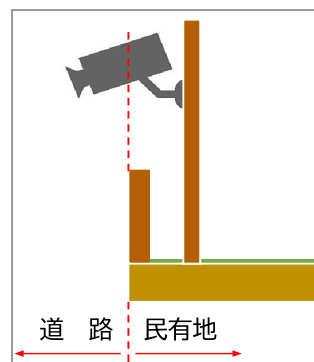
【検討の流れ】

- ① 警察署と協議後、決定した設置場所近辺の**民有地内への設置を検討**してください。
⇒ 民有地の所有者から内諾を得たら、その所有者から土地・建物等の使用を承諾する旨の「**承諾書**」を作成してもらってください。

※ 注意事項 ※

- 「承諾書」の様式は不問です。様式がない場合は、「任意様式4『土地・建物等使用承諾書』」をご活用ください。
- 取付け箇所が**民有地内でも、防犯カメラ機器が道路上に一部でもはみ出す場合**は、道路占用許可が必要です。この場合、まずは**道路管理者（各区土木センター）**と防犯カメラ取付け可否について協議してください。

協議後は、「防犯カメラの設置場所に関する協議結果について」（各区土木センターの様式に準ずる）を作成し、道路管理者から押印をもらってください。この協議結果の書類は、補助金交付申請時にご提出いただきます。



- ② 民有地の所有者から許可が得られない、民有地では効果的な箇所に取付けることができない等の事情があるときは、道路上に設置できる場合があります。

⇒ ・ 道路管理者（各区土木センター）から道路占用の許可を得る必要があります。
・ まずは、道路管理者と防犯カメラの取付け可否について協議してください。
・ 協議後は、「防犯カメラ設定場所に関する協議結果について」（各区土木センターの様式に準ずる）を作成し、道路管理者から押印をもらってください。この協議結果の書類は、補助金交付申請時にご提出いただきます。

※ 注意事項 ※

- この時点では、道路占用許可手続きに必要な「事前協議」を行っていただきます。実際の道路占用許可手続きは、補助金交付申請をし、補助が決定した後に行っていただきます。
- 道路法の定めにより、道路占用許可を得るには、「土地所有者の承諾が得られず、民有地内に設置する余地がない」という要件を満たす必要があるため、①のとおり、まずは民有地への設置を検討してください。
- 道路上に、防犯カメラの設置を目的とした独立柱を設置することは認められません。
- 交通事故や災害等により、道路上に設置した防犯カメラが破損した場合、道路管理者（各区土木センター）による弁償等はいりません。交通事故等を起こした相手方への求償等は町内会で行っていただく必要があります。なお、相手方の同意が得られない限り、道路管理者（各区土木センター）から町内会に、個人情報の提供は行えません。

- ③ 道路上の次の箇所に設置する場合は、更に所定の手続きが必要です。

<電柱に設置する場合>

電柱の所有者と、電柱共架について事前に協議してください。

協議後は、電柱所有者から、事前協議を行ったことを証する書類を受け取ってください。この書類は、補助金交付申請時にご提出いただきます。

※ 注意事項 ※

- 電柱の所有者は、北海道電力ネットワーク㈱（以降「ほくでんNW」といいます。）と、㈱NTT-ME（以降「NTT」といいます。）の2社あります。
- 電柱に設置する場合、電柱所有者と契約を交わした上で、定期的に電柱所有者に共架料金を支払う必要があります。（P.23参照）
- この時点では、電柱共架契約に必要な「事前協議」を行っていただきます。実際の契約手続きや取付けは、補助金交付申請をし、補助が決定した後に行っていただきます。
- 防犯カメラ設置後、画像の取出等の際に、電柱所有者等の許可・立会を要する可能性があります。あらかじめ電柱所有者等にご確認ください。

<私設街路灯に設置する場合>

私設街路灯の所有者と、防犯カメラの設置について事前に内諾を得てください。内諾を得たら、私設街路灯の所有者から、**土地・建物等の使用を承諾する旨の「承諾書」**を作成してもらってください。

※ 「承諾書」の様式は不問です。様式がない場合は、必要に応じて本市が作成した「任意様式4『土地・建物等使用承諾書』」をご活用ください。

<市の街路灯に設置する場合>

市の街路灯以外に設置できる余地がない場合に限り、市の街路灯に設置できる可能性があります。②の道路占用許可に係る事前協議に併せて、道路管理者（各区土木センター）にご相談ください。

※ 注意事項 ※

- 取付け対象となる市の街路灯は、単独柱式（電柱等に共架されたものではないもの）になります。
- 道路管理者の承認を得た工事業者が、カメラを取付けた街路灯の工事等を行う場合、道路管理者から工事業者に、町内会の連絡先を提供します。

～補足：市営住宅の敷地内に取付ける場合～

市営住宅の自治会に限り、取付けができる場合があります。防犯カメラの位置や取付け方法等によっては、取付けが認められない場合がありますので、**事前に都市局市街地整備部住宅課（☎：011-211-2806）にご相談ください。**

※ 市営住宅敷地内の電柱、その他の設備に取付ける場合は、別途、各所有者への協議等が必要になります。

公園内に設置する場合

公園を撮影するために、公園内に防犯カメラの取付けを希望する場合は、公園管理者（各区土木センター）から、公園使用の許可を得る必要があります。

- ・ まずは、防犯カメラ取付け可否について、公園管理者と協議をしてください。
- ・ 協議後は、**「防犯カメラ設定場所に関する協議結果について」（各区土木センターの様式に準ずる）を作成**し、公園管理者から押印をもらってください。この協議結果の書類は、補助金交付申請時にご提出いただきます。

※ 注意事項 ※

- この時点では、公園使用許可手続きに必要な「事前協議」を行っていただきます。実際の公園使用許可手続きは、補助金交付申請をし、補助が決定した後に行っていただきます。
- 公園内への防犯カメラ取付けは、公園内部を撮影する場合に限られます。
- 公園内の既存施設（トイレ、街路灯等）から電気を取ることはできません。

3 設置費用・維持管理費用の計画づくり

- ・ 取付け箇所が決まったら、防犯カメラの販売・設置事業者には、**カメラ機器の仕様が確認できる資料**（カタログなど）と**見積書**の作成を依頼してください。
- ・ 見積書入手後、見積書を参考に、防犯カメラ設置に係る事業の**収支予算書**を作成してください。
- ・ ここで作成・入手した、カメラ機器の仕様が確認できる資料、見積書、収支予算書は、補助金交付申請時にご提出いただきます。

※ 「収支予算書」の様式は不問です。様式がない等の場合は、本市が作成した「任意様式2『防犯カメラ設置事業収支予算書』」をご活用ください。

カメラ機器選定時の注意点

- ・ プライバシー保護用の**マスキング機能**が備わっているか確認してください。
- ・ レコーダーを別途用意するネットワーク型カメラではなく、SDカード内蔵型のカメラを推奨しています。

※ 必要に応じて「防犯カメラ参考機種一覧」（P.35）を参考にしてください。

～補足：カメラ機器の評価・認定制度について～

経済産業省及び独立行政法人情報処理推進機構（IPA）では、一般の人でも安心してIoT機器（インターネットに接続できる機器）が選べるよう、セキュリティ対策の度合いを、「★」の数で提示する「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR）」を実施しています。

また、（公社）日本防犯設備協会では、一定の基準を満たす機器を「優良防犯機器」と認定し、販売時等でシンボルマーク（RBSSマーク）を提示する「優良防犯機器認定制度」を実施しています。

機器選定の際には、これらの制度に該当する機器やその性能等を参考としてください。

見積依頼時の注意点

- ・ 見積書は、費用の**内訳が確認できるもの**をご用意ください。
- ・ 防犯カメラ機器・設置工事費以外に、**表示物の作成・設置費**も含めるよう依頼してください。

※ 注意事項 ※

- 防犯カメラの設置を広く周知するため、表示物を設置してください。表示物には、**①防犯カメラを設置（作動）していることと、②設置者名（町内会名）**を載せてください。
- 道路上に表示物を設置する場合、表示物に対する道路占用許可が必要です。

【表示例】

防犯カメラ作動中
〇〇町内会

- ・ **維持管理費用**（P.23参照）についても、あらかじめ設置業者等にご相談ください。

※ 本補助事業では、防犯カメラ設置後、5年間の継続使用を補助の要件の1つとしています。設置後の維持管理費用の負担についても、あらかじめ考慮のうえ申請をお願いいたします。

4 防犯カメラにより撮影が予定されている画像の撮影

- ・ 札幌市で補助金交付の要件に該当するか審査する際に、防犯カメラで撮影される画像を確認します。**撮影を予定している範囲が確認できる画像**をご準備ください。
- ・ ここで撮影した画像は、補助金交付申請時にご提出いただきます。

※ この段階では、まだ実際の防犯カメラで撮影することができませんので、設置事業者に依頼するか、取付け箇所に可能な限り近い位置から、手持ちのカメラで撮影いただく等により撮影予定範囲の画像をご用意ください。

～補足：プライバシー保護用のマスキング機能～

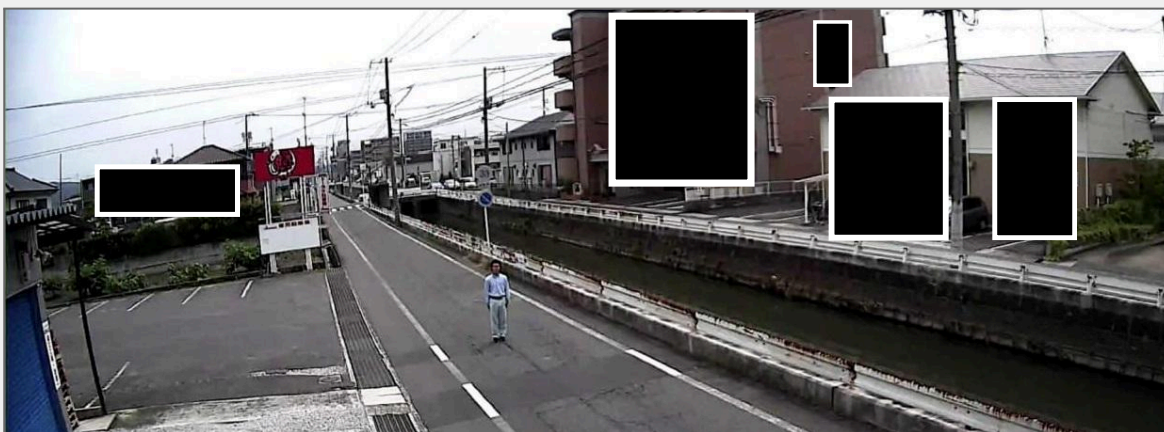
「マスキング機能」とは、防犯カメラで撮影・記録する画像のうち、特定の部分を黒塗りにして撮影・録画しないようにする機能です。

黒塗りにすることができる箇所の数は、防犯カメラの機種により異なります。

《 マスキング前 》



《 マスキング後 （例） 》



～補足：プライバシーへの配慮について～

防犯カメラの設置にあたっては、犯罪の発生を抑止さえなされれば良いというものでなく、個人のプライバシーにも十分に配慮が必要です。

防犯カメラに、**住宅の玄関や窓などの私的な空間が映り込む場合は、下記の①、②いずれかの対応**が必要です。なお、①、②の対応は、補助金交付申請時か、または、補助金交付が決定した後の、実績報告時までに実施いただく必要があります。

私的な空間とは

- ・ 住宅の玄関や窓、その他の日常生活の様子がうかがえる空間
- ・ 個人を認識することができる距離（顔が認識できなくても、人物が鮮明に映ることとで個人が特定され得る場合も含みます。）の範囲内にある空間

① 映り込む住宅の住人などから、カメラへの映り込みについて同意を得る。

※ 詳しい対応は、P.18を参照してください。

② カメラの撮影範囲に映り込まないようにする。

防犯カメラのマスキング機能を用いる、撮影する角度を変える等により、私的空間が映り込まないようにしてください。（**①にて、映り込みについて同意を得ている住宅の場合は、マスキング処理等は不要です。**）

※ 補助金交付申請時点では、防犯カメラを設置する前のため、マスキング処理はできませんが、設置した後に、想定よりマスキング箇所が多く、十分な防犯効果が得られないことが判明する等のリスクに備え、防犯カメラにより撮影が予定されている画像（P.11参照）の準備ができ次第、マスキング箇所を検討してください。

5 管理運用基準の作成

- ・ 「札幌市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に沿って、**防犯カメラの管理及び運用に関する基準**を作成し、防犯カメラ設置後の画像の管理、プライバシーの保護、画像の提供などのルールを定めます。
- ・ ここで作成した、「防犯カメラの管理及び運用に関する基準」は、補助金交付申請時にご提出いただきます。

※ 管理運用基準のひな形は、別紙「札幌市地域防犯カメラ設置補助金～様式・記載例集～」を参照してください。

※ 過去に本補助事業に申請した実績がある等、既に策定済みの管理運用基準がある場合は、策定済みの管理運用基準を最新の状態に更新（防犯カメラの追加設置による運用台数の増加など）して、補助金交付申請時にご提出ください。

作成時の注意点（画像提供の制限について）

管理及び運用に関する基準における項目の1つとして、外部に画像提供ができる条件について、明確に定める必要があります。

画像提供ができる条件は、本市のガイドラインに基づき、以下の**(1)～(5)の5つの条件に限定**してください。独自に条件を増やすことはできません。

(1) 捜査機関から犯罪捜査のために情報提供を求められた場合

防犯カメラ画像の外部提供において、最も多いと考えられる事例は、警察等の捜査機関による犯罪捜査への協力依頼です。

犯罪捜査という高い公共性が認められる場合であっても、個人のプライバシーへの配慮はしっかりと図られなければなりません。また、提供先の記録等を明確に残しておくようにするため、**文書による照会**を求めてください。（管理運用基準のひな形では、基準第9条第2項の規定において、「**捜査関係事項照会書**」等に基づいて求められた場合に限定しています。）

～補足：「捜査関係事項照会書」について～

「捜査関係事項照会書」とは、警察や検察から、捜査のために必要な情報を問い合わせるための公式な依頼状を指します。この照会の根拠となる刑事訴訟法第197条第2項の規程に基づく報告の求めは、強制力を伴うものではありません。

(2) 個人の生命、身体又は財産に対する差し迫った危険があり、それらの安全を守るため、緊急の必要がある場合

例えば、認知症の高齢者や年少者が行方不明になり、家族から申し出があった場合や捜索願が出された場合などが考えられます。

(3) 本人の同意がある場合

基本的にプライバシー侵害の問題は生じないと考えられますので、外部提供することができると考えられます。

(4) 本人の請求に基づき、本人に提供する場合

例えば、犯罪発生時等に自身の関与がないことを証明する目的で、本人から映像の提供を求められるケースが想定されます。この場合、請求者以外の第三者のプライバシーを侵害しないよう、提供範囲や方法に十分留意する必要があります。

(5) その他、法令に基づく手続により照会などを受けた場合

弁護士会からの照会（弁護士法第23条の2）、裁判所からの文書提出命令（民事訴訟法第223条）、裁判官が発行する令状（刑事訴訟法第218条）に基づく場合などが考えられます。

～参考：根拠法令～

刑事訴訟法（抜粋）

第197条 捜査については、その目的を達するため必要な取調をすることができる。但し、強制の処分は、この法律に特別の定のある場合でなければ、これを行うことができない。

2 捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

3～5（略）

第218条 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、裁判官の発する令状により、差押え、記録命令付差押え、搜索又は検証をすることができる。この場合において、身体検査は、身体検査令状によらなければならない。

2～6（略）

弁護士法（抜粋）

第23条の2（略）

2 弁護士会は、前項の規定による申出に基き、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

民事訴訟法（抜粋）

第223条 裁判所は、文書提出命令の申立てを理由があると認めるときは、決定で、文書の所持者に対し、その提出を命ずる。この場合において、文書に取り調べる必要がないと認める部分又は提出の義務があると認めることができない部分があるときは、その部分を除いて、提出を命ずることができる。

2～7（略）

手順2 補助金交付申請

1 補助金交付申請書類の準備

補助金交付の申請にあたっては、所定の申請書に関係書類を添えてご提出ください。
設置場所等によって必要書類が異なりますので、以下のチェックリストをご確認のうえ
ご準備をお願いいたします。

また、各書類の作成に際しては、記載例も併せてご参照ください。

<ご提出書類チェックリスト>

	書類名	確認事項
☐	(第1号様式)令和8年度札幌市地域防犯カメラ設置補助金交付申請書	所定の様式をご使用ください。
☐	(第2号様式)防犯カメラ設置場所に関する協議結果について【警察との協議用】	・ 所定の様式をご使用ください。 ・ 警察署長印が押印されたものをご提出ください。
☐	見取図（任意様式1）	防犯カメラの設置場所、画角、撮影範囲を明記した図面をご用意ください。
☐	事業収支予算書（任意様式2）	防犯カメラ設置に関する事業の収支額をご記入ください。
☐	議事録等（任意様式3）	町内会則等に基づき意思決定を行ったか確認できる書類（会議日時、議決内容、出席者数、賛成者数などが記載されたもの）をご用意ください。
☐	町内会規約（会則）	最新のものをご提出ください。
☐	町内会役員名簿	最新（令和8年度）の名簿をご提出ください。
☐	購入・設置費用見積書	費用の <u>内訳が確認できるもの</u> をご準備ください。
☐	防犯カメラ機器の仕様が分かる書類	カタログなどをご準備ください。
☐	防犯カメラにより撮影が予定されている画像	可能な限り、実際の撮影場所、画角に近い状態の画像をご準備ください。
☐	防犯カメラの管理及び運用に関する基準（ひな形参照）	過去に本補助金を活用する等により、既に策定した基準がある場合は、改正してください。
☐	防犯カメラの管理及び運用に関する基準細則	細則を定めた場合はご提出ください。
☐	土地・建物等使用承諾書（任意様式4）	<u>民有地上（私設街路灯含む）</u> に防犯カメラを設置する場合はご提出ください。

☐	道路管理者（土木センター）との協議結果書	・ 道路上（電柱含む）に防犯カメラを設置する場合はご提出ください。 ・ 土木センターが用いる様式に準じてください。 ・ 土木部長印が押印されたものをご提出ください。
☐	公園管理者（土木センター）との協議結果書	・ 公園内に防犯カメラを設置する場合はご提出ください。 ・ 土木センターが用いる様式に準じてください。
☐	電柱所有者との事前協議結果書	・ 電柱に防犯カメラを設置する場合はご提出ください。 ・ 電柱所有者が用いる様式に準じてください。

2 交付申請書類の提出

各区総務企画課（P.29参照）又は市民文化局地域振興部政課（本庁舎13階）まで、申請書類一式をお持ちください。

3 申請内容の審査・結果通知

- ・ 市で申請内容を審査します。審査終了後（補助金の交付を決定したとき）、「札幌市地域防犯カメラ設置補助金交付決定通知書（第3号様式）」を申請者へ送付します。
- ・ 併せて、補助金交付申請時に提出された「防犯カメラにより撮影が予定されている画像」にマスキング処理が必要な箇所を示したのも送付します。防犯カメラの設置時には、これに基づき**マスキング設定を行っていただくことを補助金交付決定の条件**とします。

※ 防犯カメラの撮影範囲に映り込む住宅の住人等から、映り込みについて同意を得た場合は、マスキングの設定は不要です。（P.18参照）

【重要】補助決定後の手続き・設置工事について

補助事業は、令和9年1月29日（金）までに書面により実績を報告する必要があります。期日に間に合うよう、補助金交付決定後は、速やかに防犯カメラの設置に向けた手続き・設置工事を進めてください（P.17～P.20参照）。

■ 積雪後の設置工事のリスク（参考）

- ・ 路面凍結により、斜面での高所作業等の安全確保が困難。
 - ・ 除雪機の搬入ができず（土地管理者から承諾が下りず）、作業場所の確保が困難。
 - ・ 設置事業者の他業務との工期重複等で、設置工事日の調整が困難。
- などの理由により、防犯カメラ設置が円滑にできない場合があります。

手順3 補助金交付決定後に行うこと

1 防犯カメラ取付けに関わる手続き

防犯カメラの設置場所に応じて、必要な手続きを行ってください。

【対応例】道路上の電柱に設置する場合

→ 以下の「道路上（電柱含む）に設置する場合」と「電柱に設置する場合」のどちらも手続きが必要です。

民有地内に設置する場合

設置工事の日程などについて、設置する土地・建物の所有者と調整を行ってください。

道路上（電柱含む）に設置する場合

道路管理者（各区土木センター）へ「補助金交付決定通知書」を添えて、道路占用許可申請を行ってください。

この申請に対する許可後に土木センターから発行される「道路占用許可書」は、事業実績報告の際に、写しをご提出いただきます。

※ 道路占用許可申請の前に、P. 8にある事前協議が必要です。

電柱に設置する場合

電柱所有者（ほくでんNW又はNTT）と共架許可申請・契約手続きを行ってください。

契約手続き後に電柱所有者と交わした電柱共架に関する「契約書」は、本補助事業における実績報告の際に、市民文化局地域振興部区政課にご提出いただきます。

※ 共架許可申請・契約手続きを行う前に、P. 8にある事前協議が必要です。

私設街路灯に設置する場合

街路灯の所有者と、設置工事の日程などについて調整を行ってください。

公園内に設置する場合

公園管理者（各区土木センター）へ「補助金交付決定通知書」を添えて、公園使用許可申請を行ってください。

この申請に対する許可後に土木センターから発行される「公園使用許可書」は、本補助事業における実施報告の際に、写しを市民文化局地域振興部区政課にご提出いただきます。

※ 公園使用許可申請を行う前に、P. 9にある事前協議が必要です。

2 防犯カメラに映り込む住宅の住人などからの同意

補助金交付決定通知書に添付された画像に基づき、指定のあった住宅の玄関や窓といった私的な空間に、マスキング処理を行ってください。

ただし、カメラに映り込む住宅の住人などから同意が得られた場合は、マスキングを外すことができます。

同意を得るための手続き

① 住人への説明

以下の書類を用意し、撮影画像の管理方法やイメージを、カメラに映り込む住宅の住人に説明してください。

- 防犯カメラの撮影が予定されている画像
- 防犯カメラの管理及び運用に関する基準

② 同意書の作成

了承を得られた場合、カメラへの映り込みに了承した旨の同意書を提出してもらうとともに、いつでもこの同意の撤回ができる旨を伝えてください。

同意書は様式不問ですが、以下の様式をご使用いただくことも可能です。

同意書作成した場合は、事業実績報告時に写しをご提出いただきます。

- 任意様式5-1「同意書」
… 個人宅等の映り込みに関して同意を得るときにご使用ください。
- 任意様式5-2「同意書」
… 集合住宅等の映り込みに関して、住人全員に一括で説明し、同意を得るときにご使用ください。

※ 集合住宅の場合、住人同士で面識がない場合もごございますので、状況に応じて様式を使い分け、個人情報に配慮してください。

～補足：同意を得る時機について～

玄関や窓等の私的な空間が映り込みについて、住人等から同意を得る時機は、本手引きでは補助金交付決定後の段階でご説明しましたが、以下の時期でも問題ございません。

■ 補助金交付申請（P.15）前

- … 撮影する範囲がある程度特定可能なため、撮影が予定されている画像と、防犯カメラの管理及び運用に関する基準（案）のご準備ができた段階で、住人への説明や同意を得ても問題ございません。この場合は、同意を得た住人から受け取った「同意書」を、補助金交付申請時（P.15）にご提出ください。

■ 防犯カメラを設置した後

- … 防犯カメラを実際に設置した後に、マスキングしていた箇所に映り込む住宅の住人等から、映り込みに関し同意を得た場合は、マスキングを外すことが可能です。
ただし、同意を得る前に、（見込みで）マスキングを外すことはできません。

3 防犯カメラの購入・取付け

P.17～P.18の手続きが済んだら、防犯カメラを購入し、設置工事を行ってください。
設置工事にあたり、以下の対応、防犯カメラの販売・設置事業者への依頼を行ってください。

(1) マスキング処理

補助金交付決定通知書（第3号様式）に添付された「マスキングが必要な箇所を示した図面」に基づき、マスキング処理等の設定を（事業者に依頼）してください。

※ 防犯カメラへの映り込みに同意を得ている住宅等の撮影範囲は、マスキングを外すことができます。

(2) 撮影画像の準備・確認

事業者に、防犯カメラの取付完了後、「実際に防犯カメラで撮影している画像」の提出を依頼してください。ここで入手した画像は、事業実績報告の際にご提出いただきます。

事業者から提供された「実際に防犯カメラで撮影している画像」で、本市がマスキングを指定した箇所や、想定していなかった撮影範囲に、住宅の玄関や窓などの私的な空間が映り込んでいないか確認してください。

映り込んでいる場合は、撮影する角度を変えるか、当該箇所にマスキング処理を追加するよう依頼してください。

(3) 現況写真の準備

防犯カメラ設置工事後、防犯カメラ機器本体、「防犯カメラ設置」の旨を周知する表示物が設置されている様子が分かる「現況写真」（様式不問ですが、様式がない場合は「任意様式6『現況・撮影画像』」をご活用ください。）を撮影してください。ここで撮影した写真は、事業実績報告の際にご提出いただきます。

(4) 設置費用の確認

実際の設置費用が、補助金交付申請時（P.15）に提出した見積書の金額と相違ないか確認してください。

※ 見積書の金額と異なる場合は、申請内容の変更手続きが必要となる場合があります。金額に変更が生じた場合は、市民文化局地域振興部区政課までご連絡ください。

(5) 領収書等の受領・保管

事業者にて工事費用等のお支払い後、「領収書」及び「実際の工事費用の内訳が確認できる書類」を受け取り、保管してください。ここで入手した領収書と内訳が確認できる書類は、事業実績報告の際に原本をご提出いただきます。

※ 「実際の工事費用の内訳が確認できる書類」は、領収書と同紙・別紙いずれも問題ございません。

～補足：防犯カメラ設置に当たってのプライバシー保護措置～

事業実績報告（後述）の際に「実際に防犯カメラで撮影している画像」をご提出いただき、本市にてマスキング処理が適切に行われているか確認します。

確認の結果、個人のプライバシーへの配慮が不十分と認められれば、その状態が是正されるまで補助金のご請求はできません。（概算払を行った場合には、すでに交付した補助金の返還を求める場合があります。）

是正するためには防犯カメラの設置・販売事業者に再度設定を依頼しなければならない場合も考えられますので、ご注意ください。

4 防犯カメラ設置後の地域への周知

防犯カメラが設置されたことを地域に周知します。

地域の皆さんが防犯カメラの設置について認識できるようにすることが大切です。回覧、掲示などの方法により、広く周知してください。

～補足：防犯カメラ設置状況の周知について～

札幌市では、この補助制度を活用して設置された防犯カメラの設置場所を札幌市公式ホームページで周知します。

ホームページの問い合わせ先は、市民文化局地域振興部区政課としますが、問い合わせ内容によっては、町内会にご対応をお願いする場合があります。

手順4 事業実績報告

1 事業実績報告書類の準備

防犯カメラの設置完了後は、速やかに所定の報告書と関係書類をご提出ください。
(事業実績報告に必要な書式は、補助金交付決定時に送付します。)

設置場所等により提出書類が異なりますので、以下のチェックリストをご確認のうえ、準備をお願いいたします。

また、各書類の作成にあたっては、記載例を併せてご参照ください。

<ご提出書類チェックリスト>

	書類名	確認事項
☐	(第6号様式)札幌市地域防犯カメラ設置補助事業実績報告書	所定の様式をご使用ください。
☐	同意書(任意様式5-1、5-2)(写し)	防犯カメラに住宅等が映り込むことについて、住人から同意を得た場合はご提出が必要です。
☐	防犯カメラ設置事業収支決算書(任意様式7)	・防犯カメラ設置に関する事業の収支額をご記入ください。 ・補助金交付申請時(P.15)にご提出いただいた「 <u>事業収支予算書</u> 」と金額に相違がある場合は、その理由も記載してください。
☐	振込先口座に関する通帳(写し)	・通帳の表紙を開いたページ等、支店名、口座番号、口座種別、名義人(フリガナ含む)が確認できる写しをご用意ください。
☐	道路占用許可書(写し)	・ <u>道路上(電柱含む)</u> に防犯カメラを設置する場合はご提出が必要です。 ・土木センターが用いる様式に準じてください。
☐	電柱共架に係る「契約書」(写し)、または 電柱共架に係る「承諾書」(写し)	・ <u>電柱</u> に防犯カメラを設置する場合はご提出ください。 ・電柱所有者が用いる様式に準じてください。
☐	公園使用許可書(写し)	・ <u>公園内</u> に防犯カメラを設置する場合はご提出が必要です。 ・土木センターが用いる様式に準じてください。
☐	実際に防犯カメラが撮影している画像(任意様式6)	マスキング処理を設定した後のものをご提出ください。

☐	現況写真（任意様式6）	防犯カメラ機器本体と、「防犯カメラ設置」の旨を周知する表示物が設置されている様子が確認できる写真をご用意ください。
☐	領収書（原本）	・原本をご提出ください。（原本は、本市にて確認後ご返却いたします。） ・「事業収支決算書」に記載の金額・内訳と相違ないかご確認ください。
☐	実際の工事費用の内訳が確認できる書類（領収明細書など）	領収書に内訳の記載がある場合は、ご提出不要です。
☐	概算金清算書	本補助金を 概算払い により受け取った場合はご提出が必要です。

2 事業実績報告書類の提出

令和9年1月29日（金）までに、各区総務企画課（P.29参照）又は市民文化局地域振興部区政課（本庁舎13階）に、申請書類一式をお持ちください。

3 補助金額確定通知の受領

市で、申請内容を審査します。審査終了後、「札幌市地域防犯カメラ設置補助金確定通知書（第7号様式）」を申請者へ送付します。

4 補助金の受領

「札幌市地域防犯カメラ設置補助事業補助金確定通知書（第7号様式）」の発送後、補助金交付申請書に記載された口座に補助金を振り込みます。支払い時期は、補助金額確定通知書に記載された日付から約1カ月以内です。

※ 補助金交付決定の時点で補助金を交付（概算払い）することもできます。町内会費で予算化していないなどの理由により概算払いを希望される場合は、補助金交付申請の際、必要事項を記入してください。なお、概算払いにより補助金を交付した場合は防犯カメラ設置後に精算を行う必要があります。

手順5 設置後の維持管理・運用

1 防犯カメラの維持管理

機種を選定を行う際は、町内会にて継続してご負担いただくこととなる維持管理費用について、あらかじめ把握したうえで、十分な検討をお願いします。

また、防犯カメラ取付け後も、屋外での長期間使用等による部品劣化など、運用に支障をきたす場合があるため、定期的に「作動しているか」、「破損はないか」などの点検を行ってください。特に、防犯カメラの留め具などは、経年劣化により破損し、落下するおそれがあるため注意が必要です。

※ 維持管理費用（保守点検や電気料金等）は町内会負担となります。

～参考：防犯カメラの維持管理にかかる費用（年間）～

- 電気料 … 5,000円程度/台
- 電柱共架料（ほくでんNWの電柱の場合） … 1,700円/台
（NTTの電柱の場合） … 1,200円/台
- 保守点検費用（任意） … 5,000～15,000円程度/台

※ 防犯カメラの機種や設置場所により金額が大きく異なります（点検の頻度や高所作業費の有無が異なるため）。

- 賠償保険料（任意） … 5,000円程度/台

※ 防犯カメラの落下による事故等が発生した場合は、設置者の責任となります。こうした事故等に備える場合は、損害保険会社で取り扱う「施設所有（管理）者賠償責任保険」等への加入をご検討ください。

- その他 … 故障した際の修理代や部品交換費等（あらかじめ業者に、機器の耐用年数や品質保証期間、故障時の対応等についてご確認ください。）

2 継続使用

本補助金の要綱に基づき、**設置後、5年間は継続して運用**してください。

なお、運用にあたっては、本補助事業の申請過程で策定した、「防犯カメラの管理及び運用に関する基準」（P.13参照）に基づく適切な運用をお願いします。

また、防犯カメラの設置にあたり、各区土木センターから、道路占用許可または公園使用許可を受けた場合は、定期的に以下の手続きが必要です。

道路上に設置した場合

道路占用許可の占用期間が、原則、許可日から2年が経過した後に初めて迎える3月末日までのため、当該期間が満了する前に更新手続きが必要です。

公園内に設置した場合

公園使用許可の使用期間が、原則、許可日から4年が経過した後に初めて迎える3月末日までのため、当該期間が満了する前に更新手続きが必要です。

IV 防犯カメラの撤去・再取付け

1 補助の対象

カメラ機器等の撤去、設備の再取付けに係る費用

2 補助の要件

以下の要件すべてを満たしている場合、補助の対象となります。

- (1) 撤去・再取付けをする防犯カメラが、平成30年度以降に本補助事業を活用して設置したものであること
- (2) 防犯カメラ設置場所の管理者等から、カメラの撤去・移設の要請を受けていること
事業の廃止に伴いカメラを撤去する場合や、町内会の事情により撤去・移設する場合は補助対象外です。

3 補助対象となる防犯カメラの上限台数

● 単位町内会・自治会の場合

1 団体につき、**8台**が上限となります。

● 連合町内会の場合

「所属する単位町内会、自治会の数」× 8台が上限となります。

※ 注意事項 ※

- 「8台」は、令和3年度から現在までに、本補助事業により撤去・再取付け補助を受けた累計補助台数を指します。
- 連合町内会が申請する場合でも、防犯カメラを設置する「単位町内会、自治会」1区域あたりの補助上限は8台です。
- 「単位町内会、自治会」と「連合町内会」で重複して申請する場合には、「単位町内会、自治会」1団体につき8台を超える台数を申請することはできません。

4 補助限度額

1台あたりの補助額は10万円を限度とし、この範囲内で補助対象となる経費の全額を補助します。それ以上の費用については町内会負担となります。

5 補助金交付申請の流れ

原則として、新たに防犯カメラを設置する場合と同様です（P. 4～P. 22参照）。

撤去・再取付けに関し町内会で意思決定の上、移設先について、警察・設置場所の所有者から許可を得るなどの手続きを行う必要があります。

V よくあるご質問

防犯カメラとはどのようなものか？

本事業での防犯カメラとは、公共空間を撮影対象とし、地域における犯罪の抑止などを目的として特定の場所に設置して継続的に撮影、録画する機器等をいいます。

防犯カメラのタイプは大きく分けて2通りあり、録画一体型カメラ（通称「スタンドアローン型」）と集中管理型カメラ（通称「ネットワーク型」）に分かれますが、本事業では、設置工事が比較的簡単で、経費が安価なスタンドアローン型を推奨しています。

令和7年度から令和8年度で、申請方法はどう変わったのか？

令和6年度、令和7年度においては、限られた財源の中、より多くの団体に補助制度を活用いただくため、本補助制度に申請する前に、所定の期間中に事前エントリーすることを要件としていました。

令和8年度は、財源とする国の交付金の活用規程に基づき、補助金支払いまでの期日を例年より早める必要があることから、補助金申請の準備期間を確保するため、事前エントリーの過程を廃止し、令和8年5月1日（金）から令和8年9月30日（水）までの期間、順次受け付ける方法としております。（令和5年度以前の申請方法と同様です。）

なお、予算の上限に達した時点で受付は締切りとさせていただきます。

※ 令和9年度以降の本補助事業の内容及び申請方法は未定です。

モニターは補助対象にならないのか？

本補助事業が想定する防犯カメラは、主に地域における犯罪の抑止などを目的として設置されるものです。記録した画像を閲覧するのは、プライバシーへの配慮などから、犯罪捜査のための情報提供を行う場合や、個人の生命、身体又は財産に対する差し迫った危険があり、それらの安全を守るため、緊急の必要がある場合などに限ることとしています。常時閲覧を行う体制とすることを想定しているものではないため、モニターによる運用は対象としておらず、補助対象にはなりません。

防犯カメラの機種・設置方法はどこに相談すべきか？

防犯カメラの機種や設置方法については、「防犯カメラ参考機種一覧」（P.35）に掲載している機種や問い合わせ先を参考にしてください。

なお、あくまでも参考に例示しているものであり、提示している機種・事業者以外でも補助の対象となります。札幌市から機種・事業者の紹介をすることはできません。

市が所有する土地・建物へ防犯カメラを設置することは可能か？

本補助事業では、やむを得ない事情があると認めたときに道路や公園の使用を許可する場合を除き、市が所有する土地や建物を防犯カメラの設置場所として提供することは想定しておりません。まずは、個人が所有する敷地内の建物壁面や既存柱等を利用していただくなど、民有地に設置するよう検討してください。

防犯カメラと録画装置の設置台数が異なる場合の補助上限額はどうか？

防犯カメラの設置台数により補助金の上限額を計算します。
(例：防犯カメラ 2 台と録画装置 1 台の場合⇒18万円× 2 台分で36万円が上限額です。)

撮影する範囲に決まりはあるか？

防犯カメラの設置にする際には、住宅など私的な空間（住宅の玄関前など）や不必要な個人の画像が撮影されないよう、カメラの角度調節やマスキングの設定などを行い、撮影範囲を必要最小限にする必要があります。

ただし、撮影範囲に映り込む住宅、店舗などから書面による同意を得られれば、マスキング処理をせず撮影範囲に含むことができます。

提出書類の「見取図（防犯カメラの設置予定場所を明記した図面）」とはどのようなものか？

防犯カメラを設置したい場所や向きが判断できれば様式は問いません。別紙「札幌市地域防犯カメラ設置補助金～様式・記載例編～」を参照してください。

提出書類の「議事録等」とはどのようなものか？

「議事録等」は、議決を得た会議の日時や場所、（町内会の規則等に、議決を得るために必要な出席者数や賛成者数が定められている場合は）出席者数、議題に対する賛成者数、議決を得た事項等について記録したものをご用意ください。出席者の発言をそのまま記録した書類でも、上記事項が把握できるものであれば問題ございません。詳しくは、P. 6を参照してください。

「防犯カメラの管理及び運用に関する基準」はなぜ必要なのか？

撮影された画像を誰もが自由に取り出して見ることができる体制では、他者のプライバシーを侵害する恐れがあります。

このため、「札幌市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に基づき、管理責任者、操作担当者を指定して、目的、必要性などを踏まえたうえで適切な管理運用を行う必要があります。

このように、防犯カメラを適切に管理運用するためには一定の基準を定め、関係者が共通の認識を持つことが必要です。

防犯カメラを撤去したいときは？

設置した町内会で撤去いただき、その費用も負担していただくことになります。

なお、防犯カメラを設置後、5年間は継続して運用してください。5年以内に撤去をした場合は、交付した補助金を返還していただく場合があります。

■ マスキング処理は、どの程度まで施すべきなのか？

次のような私的空間は、防犯カメラのマスキング機能を使用する（または、撮影角度を変える）ことにより、撮影する画像に映らないようにしなければなりません。補助金交付決定時に、「防犯カメラにより撮影が予定されている画像」を基にマスキングが必要な箇所をお示しします。

なお、画像に映り込む住宅の住人等から、映り込みについて同意を得た場合は、マスキングを外すことができます。詳しくはP. 18を参照してください。

- 住宅の玄関、窓その他の日常生活の様子がうかがえる私的空間
- 個人を認識することができる距離（顔が認識できなくても、人物が鮮明に映ることによって個人が特定されうる場合も含みます。）の範囲内にある私的空間

■ 外部から画像提供依頼があった場合はどのように判断するのか？

防犯カメラ設置までの過程で作成した「防犯カメラの管理及び運用に関する基準」に基づき、防犯カメラの管理責任者が判断してください。

なお、捜査機関から犯罪捜査のために情報提供を求められたケースでも、その根拠となる法令が、画像提供を強制するものではない場合があります。そのため、基準に該当する場合でも、画像提供を行うことの適否は、ケースごとに判断してください。

詳しくは、P. 13～14を参照してください。外部からの画像提供依頼について判断が困難な場合は、市民文化局地域振興部区政課にお問い合わせください。

■ 防犯カメラの設置工事日の締め切りはあるか？

締切日の指定はございませんが、補助事業（防犯カメラの設置）の実績報告に必要な書類を、令和9年1月29日（金）までにご提出いただく必要があるため、12月末頃までを目安に設置工事を進めてください。（本補助事業では、交付申請時点で設置・購入されていない防犯カメラを対象としているため、設置工事日は交付申請書類を提出した日以降になることが前提となります。）

なお、積雪後は設置工事が困難になるリスク（P. 16参照）もございますので、補助金交付決定を受けた後は、速やかに必要な手続きや設置工事の調整を進め、期日に間に合うよう余裕をもってご準備いただくようお願いいたします。

■ 防犯カメラの新規設置費用はどれくらいかかるのか？

設置する防犯カメラの機種や、設置事業者、高所作業の有無、事業規模（1度に設置するカメラの台数）などによって、費用が変動するため、設置事業者にご相談し、見積もりにより価格を確認してください。

■ なぜ防犯カメラが作動していることを表示する必要があるのか？

防犯カメラを設置する際は、撮影される側の安心感を高める配慮として、設置主体が誰であるかを明確に示す必要があります。また、「札幌市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に基づき、防犯カメラの設置・作動状況を周知するための表示を設置する必要があります。

こうした表示を適切に行うことは、地域の防犯機能の高さを周囲に示すことにもつながり、犯罪を未然に防ぐ抑止効果が期待できます。

VI お問い合わせ先

警察署の相談窓口

市内警察署	住所	電話番号
中央警察署 生活安全第一課	中央区北1条西5丁目4番地	011-242-0110
北警察署 生活安全課	北区北24条西8丁目2番20号	011-727-0110
東警察署 生活安全課	東区北16条東1丁目3番15号	011-704-0110
白石警察署 生活安全課	白石区菊水3条5丁目4番2号	011-814-0110
厚別警察署 生活安全課	厚別区厚別中央2条4丁目5番20号	011-896-0110
豊平警察署 生活安全課	豊平区豊平7条13丁目1番15号	011-813-0110
南警察署 生活安全課	中央区南29条西11丁目1番1号	011-552-0110
西警察署 生活安全課	西区西野2条5丁目3番60号	011-666-0110
手稲警察署 生活安全課	手稲区富丘1条4丁目3番1号	011-686-0110

区役所の申請窓口

区役所	住所	電話番号
中央区 総務企画課	中央区南3条西11丁目	011-231-2400 (代表)
北区 総務企画課	北区北24条西6丁目1-1	011-757-2400 (代表)
東区 総務企画課	東区北11条東7丁目1-1	011-741-2400 (代表)
白石区 総務企画課	白石区南郷通1丁目南8-1	011-861-2400 (代表)
厚別区 総務企画課	厚別区厚別中央1条5丁目3-2	011-895-2400 (代表)
豊平区 総務企画課	豊平区平岸6条10丁目1-1	011-822-2400 (代表)
清田区 総務企画課	清田区平岡1条1丁目2-1	011-889-2400 (代表)
南区 総務企画課	南区真駒内幸町2丁目2-1	011-582-2400 (代表)
西区 総務企画課	西区琴似2条7丁目1-1	011-641-2400 (代表)
手稲区 総務企画課	手稲区前田1条11丁目1-10	011-681-2400 (代表)

道路占用・公園使用等

土木センター	住所	電話番号
中央区 土木センター	中央区北12条西23丁目 2-5 (S.D.C北12条ビル)	011-614-1800
北区 土木センター	北区太平12条 2 丁目 1-7	011-771-4211
東区 土木センター	東区北33条東18丁目 1-6	011-781-3521
白石区 土木センター	白石区本通14丁目南 5-32	011-864-8125
厚別区 土木センター	厚別区厚別町下野幌45-39	011-897-3800
豊平区 土木センター	豊平区西岡 3 条 1 丁目 8-20	011-851-1681
清田区 土木センター	清田区平岡 2 条 4 丁目 1-40	011-888-2800
南区 土木センター	南区南31条西 8 丁目 2-5	011-581-3811
西区 土木センター	西区西野290-10	011-667-3201
手稲区 土木センター	手稲区曙 5 条 5 丁目 2-1	011-681-4011

電柱への設置

ほくでんNW所有の電柱

北海道電力ネットワーク株式会社
道央統括支店 配電部 配電グループ 共架担当
電話番号：011-251-4817

NTT所有の電柱

株式会社NTT-ME
設備マネジメント部 オンサイトオペレーションセンター
設備カスタマ部門 添架担当
電話番号：042-312-9009

防犯カメラの機種選定・設置について

詳細は「防犯カメラ参考機種一覧」（P.35）、「防犯カメラ設置業者参考一覧」（P.37）をご覧ください。

補助事業全般に関するお問い合わせ

札幌市 市民文化局 地域振興部 区政課
電話番号：011-211-2252

Ⅶ 参考

- 1 これまでの補助実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.32
- 2 町内会の声・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.33
- 3 「札幌市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」・・・・・・ P.34
- 4 【参考】防犯カメラ機種一覧・・・・・・・・・・ P.35
- 5 【参考】防犯カメラ参考設置業者一覧・・・・・・・・・・ P.37

1 これまでの補助実績

平成30年度（2018年度）から始まった本補助事業を利用し、令和7年度（2025年度）までに計563台の防犯カメラが設置されました。

	計	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
単位 団体数	196 団体	36 団体	20 団体	11 団体	30 団体	10 団体	14 団体	12 団体	19 団体	15 団体	29 団体
カメラ 台数	563 台	84 台	53 台	34 台	104 台	37 台	48 台	42 台	39 台	38 台	84 台

※ 連合町内会は、防犯カメラの設置場所に基づき単位町内会に換算しています。

※ 詳しい設置場所は、札幌市公式ホームページにて公表しています。

～補足：令和3年度（2021年度）から補助制度を一部変更しています～

町内会の皆様からいただいた様々な声を踏まえ、令和3年度から、補助限度額及び補助上限台数の増やすなど、制度の変更を行っています。

変更項目	～令和2年度	令和3年度～
1 団体あたりの補助上限台数	4 台	8 台
1 台あたりの補助限度額	16万円／台	18万円／台
撤去・再取付け費用 補助の新設 ※ 設置場所の管理者等からの 撤去要請等がある場合に限る	-	本補助事業により設置した防犯 カメラについて、令和3年度以 降の撤去・再取付け費用を補助 （詳細は、P.24参照） 1 台あたり10万円／台 1 団体あたり最大8 台

2 町内会の声

設置についての声

防犯カメラを公園に設置して、子どもたちを常に見守ることができるようになり、安心感が高まった！犯罪が少なくなったような気がします。

夜には照明がほとんどない道だったので、防犯カメラが設置されて安心して通れるようになりました。

道路に防犯カメラがあるだけで、犯罪の抑止効果もあるし、実際に何か犯罪があったら、捕まるきっかけにもなるからありがたい。

設置後、行方不明者の搜索のため、警察から画像提供依頼がありました。搜索に役立って良かったです。

地域での合意形成の方法についての声

防犯カメラの設置については、役員会で決めた後、最終的に総会で決めました。その後は、申請から設置までを町内会報でお知らせしました。設置後は、町内会員以外の方にもポスティングでお知らせして設置を周知しました。

設置を役員会で決めた後、町内会報で周知し、反対など意見がある方は会長・役員宛に連絡をしてもらえるようにして、広く意見いただき、理解を求めました。

3 「札幌市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」

1 目的

このガイドラインは、防犯カメラの設置及び運用に関し、事業者等が配慮すべき事項を定めることにより、市民のプライバシーを保護するとともに、防犯カメラに対する市民の不安感の解消を図り、もって防犯カメラの設置及び運用の適正化を促進することを目的とする。

2 定義

このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 防犯カメラ

犯罪の予防を目的（犯罪の予防を副次的目的とする場合を含む。）として不特定多数の者が利用する施設や場所に継続的に設置している画像記録機能を備えているカメラをいう。

(2) 画像

防犯カメラにより撮影し、記録されたものであり、特定の個人を識別できるものをいう。

3 設置目的の明確化及び撮影の範囲

防犯カメラを設置し、撮影する場合には、以下の点に留意する。

(1) 設置の目的を明確にすること。

(2) 目的を達成するために必要な範囲に限って撮影すること。

4 管理及び運用の体制

次の各号に掲げる体制により、防犯カメラ及び画像を管理し、運用する。

(1) 防犯カメラの設置者（以下「設置者」という。）は、防犯カメラ及び画像の適正な管理及び運用を図る。

(2) 設置者は、必要があると判断する場合には、防犯カメラ及び画像の適正な管理及び運用に係る責任者（以下「管理責任者」という。）を指定する。

(3) 設置者又は管理責任者は、必要があると判断する場合には、防犯カメラの操作及び画像の取扱いを行う担当者（以下「操作担当者」という。）を指定し、それ以外の者による操作及び取扱いを禁止する。

5 設置の表示

設置者は、設置区域内の見やすい場所に防犯カメラを設置していることをわかりやすく表示する。

6 画像の適正な管理

画像を取り扱う者は、以下のとおり画像の適正な管理を行う。

(1) 画像記録装置の設置場所

防犯カメラの画像記録装置は、施錠可能な事務室内など、一般の者が出入りできない場所に設置する。

(2) 画像の保管

画像を記録した媒体は、施錠可能な事務室内、事務室内の施錠可能な保管庫内などで保管する。

(3) 画像の保存期間

画像の保存期間は、原則として1か月以内とし、保存期間を経過した画像は、速やかに消去する。

7 画像の適正な利用

画像を取り扱う者は、以下のとおり画像の適正な利用を行う。

(1) 画像の加工禁止

画像は、撮影時の状態のまま保存し、加工はしない。

(2) 知り得た情報の秘匿

画像から知り得た情報は、第三者に漏らさない。

(3) 目的外利用及び外部提供の禁止

ア 画像及び知り得た情報は、防犯カメラの設置目的以外に使用し、又は提供しない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(ア) 法令に基づく手続により照会等を受けた場合

(イ) 捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合。ただし、捜査機関が画像の提出を求める場合は文書による。

(ウ) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない場合

(エ) 本人の同意がある場合

(オ) 本人の請求に基づき、本人に提供する場合

イ アのいずれかに該当する場合、設置者は、管理上必要な事項を記録する。

8 苦情に対する迅速かつ適切な処理

設置者は、防犯カメラの設置等に関する苦情の迅速かつ適切な処理をする。

9 設置基準の作成

(1) 設置者は、防犯カメラの設置等に当たって、3から8に沿った基準を作成する。

(2) 設置者は、管理責任者及び操作担当者に当該基準を遵守させる。

(3) 防犯カメラ及び画像の管理及び運用に関する業務を委託する場合には、受託者に当該設置基準を遵守させる。

4 【参考】防犯カメラ参考機種一覧

次のページでは、防犯カメラの機種を選ぶ際などにご活用いただけるよう、参考機種の一覧を載せております。
以下の注意事項をご確認の上、ご活用いただけますようお願いいたします。

※ 注意事項 ※

- 次のページで紹介する防犯カメラ以外でも、補助の対象となります。
- 工事費により費用は変動するため、ここで紹介するものが、補助金の上限額以内で設置できない場合があります。
- ここで紹介するのは、事業者等から参考機種として提示があった機種であり、このほかの機種・事業者の利用を妨げるものではありませんが、機種を選ぶにあたっては、紹介した機種と同程度の仕様のものをお勧めします。

【各参考機種のお問い合わせ先】

次ページ、①の機種について

キヤノンマーケティングジャパン株式会社
札幌支店（町内会問い合わせ担当）
TEL 080-5870-8443

次ページ、②～⑤の機種について

北海道防犯設備士協会
（事務局：進栄ロックサービス内）
TEL 011-742-3961

	①	②	③	④	⑤
メーカー	Axis	プロテック	TOHO	ケルク電子システム	UNV
型名	M2035LE	PROB1002	TH-RW2201SD	KER-AHD1080C	IPC2322SB-DZK-IO
仕様	SD内蔵カメラ	SD内蔵カメラ	SD内蔵カメラ	SD内蔵カメラ	SD内蔵カメラ
外観					
撮影素子	1/2.9型CMOS	1/2.9型CMOS	1/2.8型CMOS	1/2.9型CMOS	1/2.8型CMOS
有効画素数	207万画素	200万画素	212万画素	207万画素	200万画素
水平画角	101°	103°	111.0°	92°	107°
解像度	1980×1080	1945×1109	1920×1080	1920×1080	1920×1080
最低被写体照度	カラー 0.17lx ×白黒 0.03lx	0.04lx	カラー 0.0001lx ×白黒 0lx	0.001lx	カラー 0.0005lx ×白黒 0lx
仕様温度範囲	−30℃～50℃	−10℃～50℃	−10℃～55℃	−10℃～50℃	−30℃～60℃
防塵・防水性	IP66	IP66	IP66	IP66	IP67
録画メディア	SD 最大256GB	SD 最大256GB	SD 最大256GB	SD 最大128GB	SD 最大256GB
赤外線	あり ※20m	あり ※35m	あり ※40m	あり ※30m	あり ※50m
マスキング機能	あり ※35か所	あり ※16か所	あり ※4か所	あり ※4か所	あり ※4か所

※ 各機種のお問い合わせについては、前のページの【各参考機種のお問い合わせ先】をご覧ください。

5 【参考】防犯カメラ参考設置業者一覧

(令和8年3月時点)

区別	事業者名	所在地	連絡先	設置実績	各種支援	
					書類作成 (※1)	関係機関との 調整(※2)
中央区	株式会社ティアール	南8条西18丁目3-18 飯村ビル2階	011-596-8548	○	○	○
中央区	北電興業株式会社 (ほくでんグループ)	北1条東3丁目1	011-261-1552	○	○	○
中央区	コニカミノルタジャパン株式会社	南3条西10丁目1001-5 福山南3条ビル3階	080-5133-5834	○	○	○
白石区	AVシステムエンジニア	菊水元町5条2丁目5-11	090-8899-5293	○	○	○
白石区	近藤電設株式会社	東札幌2条3丁目2-10	080-1862-5704	○	○	○
豊平区	北幹警備保障株式会社	平岸3条1丁目2-5	011-814-3573	○	○	○
清田区	株式会社サンコー	北野2条3丁目11-22	011-882-3500	○		○

※1 「書類作成」とは、申請書類の作成補助を指します。

※2 「関係機関との調整」とは、警察、電柱管理者等との連絡調整補助を指します。

※3 掲載事業者は、今後変動する可能性がございます。

※4 この一覧は「参考」として掲載しています。一覧に掲載のない事業者の利用を妨げるものではありません。

事業者様へ 掲載内容の変更等ございましたら、札幌市市民文化局地域振興部区政課（211-2252）までご連絡ください。

